



相談～数年前の借金について

株式会社広島ファイナンス(仮称)という消費者金融から、8年程前に10万円を借り、返済と借入を続けていましたが、返済が遅れ、ついに全く返済をすることができなくなりました。それから請求を受けることもなく、6年程経過しましたが、突然広島ファイナンスから請求を受けました。借金を返さなくてはならないのでしょうか？



回答～消滅時効について

貸金などの債権は、一定の期間が経過した場合には、時効が完成したことを主張すること(援用(えんよう)といいます)によって消滅し、借主は借金返済の必要がなくなります(消滅時効といいます)。

現在、一般的な債権の消滅時効の期間は10年ですが、株式会社などの会社との間で生じた債権の場合には、5年となります。今回の相談の場合には、広島ファイナンスへの返済などから5年以上が経過し、それまでに何らのやり取りもないようです

ので、時効を援用することによって、借金を返済する必要がなくなります。

消滅時効の援用は、決められた方法はありませんが、相手方へ通知されたことを明確にする場合には、内容証明郵便で行います。消滅時効期間が経過した後、援用することなく、借金が残っているものと思って、一部でも返済したという場合には、消滅時効の援用ができなくなる場合がありますので、注意が必要です。

長期間取引をしていない借金について、請求があった場合には、返済する前に、まずはご相談ください。

(丸亀日出和)

平成26年11月12月の 講演会・説明会等のご案内

●「成年後見制度 講演会」

①11月11日(火) 佐伯区役所別館6階

講師: 社会福祉士 菅井昌恵氏

②11月28日(金) 東区総合福祉センター3階

講師: 弁護士 見之越常治

※①と②は同じ内容の講演です。

時間はいずれも13時30分～15時40分／参加無料／事前申込が必要(先着100名)／問合せ先&主催: 広島市社会福祉協議会 TEL:082-543-6325

●「B型肝炎訴訟 広島説明会」

①11月15日(土) 14時～ 場所: 東区民文化センター中会議室(広島市東区東蟹屋町10-31)

②12月6日(土) 13時～ 場所: 広島弁護士会福山地区会館3階大会議室(福山市三吉町1丁目6-1)

いずれも参加無料・予約不要／問合せ先: 全国B型肝炎訴訟広島弁護団事務局 TEL:082-223-6589

●「子どもの権利条約採択25周年記念シンポジウム IN 広島

～子どもの声に耳を傾けよう～

11月15日(土) 14時～17時

場所: 広島弁護士会館5階／参加無料・予約不要／主催&問合せ先: 広島弁護士会 TEL:082-228-0230

●「フォーラム 司法と福祉のはざま」

11月24日(月・祝) 13時～

罪を犯した人が更生の道を進むため、司法と福祉の取組みを考えるフォーラムです。講演・パネルディスカッションに当事務所の佐藤弁護士が登壇するほか、ミュージシャン・佐々木リョウさんによるライブもあります。／場所: 広島市まちづくり市民交流プラザ(広島市中区袋町6-36)／参加無料・予約不要／主催&問合せ先: NPO法人風の家 TEL:082-232-6696



今さらながら、「シャーロック・ホームズの冒険」を読み、シャーロック・ホームズシリーズにすっかりはまってしまいました。「シャーロック・ホームズの回想」、「緋色の研究」を読み、今は、「四つの署名」を持ち歩いています。読書の秋、何を讀めばいいか迷ってしまったら、シャーロック・ホームズシリーズはいいかがでしょう。ホームズ、かっこいいですよ。

弁護士法人 広島みらい法律事務所

広島みらい 事務所



HP▶<http://www.hiroshima-mirai.com/>

広島本所 Hiroshima office

〒730-0013 広島市中区八丁堀2-31鴻池ビル9階

☎ 082-511-7772

【受付時間】9:00～18:00 (平日)

所属弁護士: 二國則昭、定者吉人、見之越常治、森井基嗣、半澤茜、深田健介、橋本敬介

尾道支所 Onomichi office

〒722-0036 尾道市東御所町4-16尾道駅前ビル2階

☎ 0848-21-0045

【受付時間】9:00～17:30 (平日)

所属弁護士: 成廣貴子、佐藤邦男

大竹支所 Otake office

〒739-0611 大竹市新町1丁目8-3アーバンタワー大竹1階

☎ 0827-54-1222

【受付時間】9:00～17:30 (平日)

所属弁護士: 丸亀日出和

夜間や土日などの相談も受け付けております。相談希望の方は、お気軽に電話でお問い合わせ下さい。